

# 令和8年度 定時総会

日時 令和8年5月27日(水) 13:30~15:00

場所 航空会館ビジネスフォーラム 大ホール(7階)

## 議事次第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 来賓祝辞
- 4 表 彰 林業経営「創意工夫」表彰行事受賞者の表彰
- 5 議 事
  - (1) 議案審議
    - 第1号議案 令和7年度事業報告および決算に関する件
    - 第2号議案 定款および会費規程の改正に関する件
    - 第3号議案 役員を選任等に関する件
    - 第4号議案 その他
  - (2) 報告事項 令和8年度事業計画および予算に関する件  
その他
- 4 閉 会



公益社団法人 大日本山林会

## 第1号議案

### 令和7年度事業報告および決算に関する件

#### 令和7年度事業報告(案)

#### I 会務報告

##### 1 皇室関係

- (1) 第64回全国林業経営推奨行事賞状伝達贈呈式への秋篠宮皇嗣殿下のお成りについては、1月30日、お成り日を11月6日とする旨連絡があり、10月20日、宮内庁長官あてにご臨席依頼書を発出した。
- (2) 10月14日、賞状伝達贈呈式に先立ち、沢田会長が秋篠宮家宮邸において皇嗣殿下に受賞者の経営内容についてご進講した（仁多見副会長、松本常務同席）。
- (3) 11月6日、千代田区の飯野ビル4階イノホールにおいて、皇嗣殿下のご臨席を仰ぎ、賞状伝達贈呈式を挙行了した。
- (4) 11月10日、秋篠宮家宮邸に沢田会長、仁多見副会長および松本常務が皇嗣殿下お成りへの御礼記帳に伺った。
- (5) 11月30日、赤坂東邸で行われた皇嗣殿下誕生茶会に沢田会長、仁多見、吉川および織田副会長、田中名誉会長並びに松本常務の6名が参加した。
- (6) 令和8年11月初旬に挙行する第65回全国林業経営推奨行事賞状伝達贈呈式への皇嗣殿下のお成りについては、12月22日、宮務官長あてにお成り願いを発出し、2月5日、お成り日の連絡があった。
- (7) 令和8年1月7日、秋篠宮家宮邸に沢田会長、仁多見副会長および松本常務が新春のご記帳に伺った。

##### 2 会議の開催

- (1) 5月9日、港区の航空会館5階会議室で第1回理事会を開催し、「令和6年度事業報告および決算に関する件」「定時総会提出議案に関する件」「参与の委嘱に関する件」「新規会員の承認に関する件」および「公益充実資金の取崩に関する件」の5議案を審議して原案どおり承認された。次に、「業務執行理事の職務執行状況」その他について報告した。
- (2) 5月28日、航空会館の7階大ホールで定時総会を開催した。会場出席した52名と議決権行使書提出者または委任状提出者429名で481名の出席となり、同日現在の会員総数753名の過半数を占め、「令和6年度事業報告および決算に関する件」および「役員を選任に関する件」の2議案を審議して原案どおり承認された。次に、「令和7年度事業計画および予算に関する件」並びに「参与の委嘱に関する件」について報告した。

なお、総会に先立ち参与会議を開催し、林業経営「創意工夫」表彰行事で優秀賞を受賞した山形県の大江町光林会會田幸子氏から「スマホを持って所有林

を探しに行こう（研修会の開催等による所有山林の相続登記・森林整備の推進）」について話題提供があり、それを踏まえて意見交換を行った。

- (3) 5月28日、航空会館の5階会議室で第2回理事会を開催し、「業務執行理事の選定に関する件」を審議して、会長に沢田治雄理事、常勤の副会長に仁多見俊夫理事、非常勤の副会長に吉川重幹理事および織田央理事並びに常務理事に松本芳樹理事が選任された。
- (4) 10月29日、書面による第3回臨時理事会を開催し、「定款第49条第3項に規定する重要な職員としての事務局長の設置並びに当該事務局長への小合信也氏の任用および松本常務理事の報酬月額の設定に関する件」を審議し、原案どおり承認された。
- (5) 令和8年3月27日、航空会館の5階会議室で第4回理事会を開催し、「定款および会費規程の改正に関する件」「特定資産の取崩および公益充実資金の積立に関する件」「令和8年度事業計画および予算に関する件」「令和8年度定時総会招集等に関する件」および「令和8年度第1回理事会開催に関する件」の5議案を審議して原案どおり承認された。次に、「業務執行理事の職務執行状況」、その他職員の任免等について報告した。
- (6) このほか、8月を除く毎月、常務役員会を開催し、会務運営の重要事項について協議した。

### 3 会員の関係

令和8年3月末日現在における会員数は、正会員730名、特別会員33名、計763名となっている（令和7年3月末日比で9名の減少）。

### 4 公益法人関係

- (1) 内閣府公益認定等委員会に対し、令和7年6月23日に令和6年度事業および決算を報告するとともに、役員変更の届け出を行った。
- (2) 令和8年3月29日、内閣府公益認定等委員会に対し、令和8年度事業計画書および収支予算書を報告した。

## II 事業の実施

森林・林業を取り巻く諸情勢を踏まえつつ、1 普及啓発事業、2 調査研究事業、3 山林事業、4 林業文献センター事業の4つの公益事業と、収益事業に取り組んだ。

### 1 普及啓発事業（公一1）

- (1) 森林・林業に関する指導、奨励および普及

- ① 5月10日、「みどりの感謝祭式典行事」（イイノホール）に永田会長が出席した。
- ② 5月24日、「第53回全国林業後継者大会」（埼玉県飯能市）に永田会長が出席し、激励の言葉を述べるとともに、翌5月25日、「第75回全国植

樹祭」(埼玉県秩父市)に出席した。

- ③ 6月3日、長野県上松町の木曾谷国有林において執り行われた第63回神宮式年遷宮で御神体をお納めする御器に用いる御用木を正式に伐り始める御杣始祭(みそまはじめさい)に沢田会長が参列した。
- ④ 日本椎茸農業協同組合連合会が主催する全国乾椎茸品評会に協賛するとともに、8月6日の表彰式(東京都新宿区)に来賓として沢田会長が出席し、大日本山林会会長賞を授与した。
- ⑤ 10月5日、仁多見副会長が「第48回全国育樹祭」式典行事(宮城県利府町)に出席するとともに、翌6日、関連行事「みやぎ2025森林・林業・環境機械展示実演会」(宮城県石巻市)を視察し、出展企業・団体と情報交換を行った。
- ⑥ 令和8年2月16日、埼玉県知事公館で開催された本多静六賞選考委員会に選考委員として永田名誉会長が出席し、3月13日、県庁で知事に選考結果を報告した。
- ⑦ 関係団体等の開催する様々なシンポジウム等に会場出席やオンライン出席で参加し、情報の収集・交換に努めた。
- ⑧ 「緑の募金支援団体」としての募金協力、関係団体への活動支援などを通じ、森林・林業の奨励・普及に努めた。

## (2) 森林・林業に関する講習、研修および講演会の開催

- ① 意欲と能力に優れた林業後継者を養成し、地域間、世代間の連携を密にしながら今後の我が国林業を支える人材ネットワークを形成するため、関係団体が連携・協力して、令和6～8年度までの3年間にわたり21世紀の林業を担う林業後継者養成セミナーを開催することとしており、令和7年度は、9月4～6日に43名の後継者の参加を得て岩手県で、2月5～7日に44名の参加を得て三重県で養成セミナーを開催した。
- ② 東京農業大学において、原参事が「現代社会と経済」、杉野参事が「農と伝統文化」の講義を実施した。

## (3) 海外への林業振興に関する技術援助

海外の法人会員等に対する会誌『山林』の送付等を通じ、海外への情報提供に努めた。

## (4) 森林・林業教育の振興および研究の助成

- ① 令和8年3月16～19日に筑波大学およびつくば国際会議場で開催された第137回日本森林学会大会の高校生ポスター発表に協賛し、18日に国際会議場で举行されたポスター発表の表彰式では、沢田会長が最優秀賞等を受賞した高校生をはじめ参加した28校からの40発表チームの高校生を激励するあいさつをするとともに、各発表校へ記念品として本会発行の「日本の森林と林業―森林学習のための教本一」を1冊ずつ贈呈した。

また、17日には、杉野参事が「森林教育の発展」の研究発表において国土緑化推進機構からの委託で制作した「生物多様性ワークブック」について発表し、児童教育関係者の関心を集めた。

② コロナ禍により令和2年以降開催が途切れている全国林業教育研究会の機能を復活させるため、農林高校の林業教育教員を支援するためのネットワーク構築について関係団体と検討を重ね、こうした問題に関心の高い高校教員の参加を得て準備委員会を立ち上げ、8月に第1回準備委員会および11月に第2回準備委員会を開催して関係者間の情報交換・共有を図った。

(5) 森林・林業に関する発明、改良の奨励

9月1日から1月31日まで令和7年度林業経営「創意工夫」表彰行事の募集を行い、3月11日、審査委員会を開催して応募のあった4件を審査した結果、次のとおり優秀賞および奨励賞を決定した。

優秀賞 ○ 富山県中島春樹氏「高齢コナラ林を伐採利用 実生更新してコナラ林を再生させる施業法」

奨励賞 ○ 福島県会津里山森林資源育成研究会「会津桐の再評価 新しいタイプの苗木を活用した伝統的桐資源の造成と里山林整備への挑戦」

○ 長野県(有)矢守産業「伐木競技への取組みをサポート 安全意識と技術の向上を目指す経営の工夫」

○ 静岡県片平有信氏「自作の棚で機能的に軽バンの道具収納アイデア」

(6) 森林・林業に関する刊行物の発行

① 会誌『山林』を第1691号から第1702号まで発行した。なお、8月を除き年間11回『山林』編集委員会を開催した。

② 前年度に引き続き、会誌『山林』に10月号まで毎月「特集 平成林業逸史」を連載した。また、令和8年1月に一般書籍『平成林業逸史』を刊行し、ホームページ、会誌『山林』等を通じて会員はじめ森林・林業関係者に広く周知を図るとともに、「特集 平成林業逸史」の執筆者に同書籍を1冊ずつ贈呈した。

③ 第64回農林水産祭参加全国林業経営推奨行事受賞者の経営内容を要約した『選ばれた林業経営』を刊行した。

④ 『「脱・国産材産地」時代の木材産業』『日本の森林と林業』『昭和林業逸史』をはじめとする既刊本の販売に努めた。

(7) 森林・林業功労者の表彰

① 第64回全国林業経営推奨行事については、都道府県から推薦のあった優良林業経営体について、2度にわたる審査委員会および森林管理局による現地審査（大臣賞候補者のみ）を経て、大臣賞8点、長官賞16点、会長賞7点の計31点を決定した。

11月6日、本会総裁秋篠宮皇嗣殿下のご臨席を仰ぎ、賞状伝達贈呈式を挙行了。皇嗣殿下は、記念パーティーにも参加され、沢田会長の先導で受賞者一人ひとりに温かいお声掛けをしていただいた。

② 12月11日、伊勢神宮崇敬会が実施する農事関係功労者顕彰行事において、本会が推薦した岩手県の川又正人参与が林業部門で顕彰された。また、沢田会長が参列し、来賓代表として祝辞を述べた。

2 調査研究事業（公一2）

- (1) 令和6年度の調査研究事業の成果品である「木材製品需要の変動が地域の素材生産に及ぼす影響」の報告書を関係者に配付した。
- (2) 令和7年度調査研究事業の研究課題を公募した結果、林業経済研究所から応募のあった「林業構造改善事業により整備された森林公園の維持管理やバリアフリー化の現状と課題」を採用することとし、同課題に関する調査研究を同研究所に委託し、報告書を作成した。

### 3 山林事業（公一3）

特段の森林施業は実施しなかったが、7月と12月の山林巡視手当支給時に山林管理人に各所有林および各部分林の近況報告を求めるとともに、2月には沢田会長以下、群馬県の横川（小根山）部分林の現状等について現地調査を行う等、経営する山林の実態把握に努めた。

### 4 林業文献センター事業（公一4）

- (1) 7月14日、林業文献センター運営委員会を開催し、令和9年度以降の新三会堂ビルでのセンター運営とその準備について説明した後、主にデジタル化済文献のWEB公開方法について意見交換を行い、山林会として志向する公開方法を取りまとめることとなった。その後、令和6年度の事業報告および令和7年度の事業計画を説明して了承を得た。

後日、WEB公開の可能性等について検討した結果、11月26日、運営委員各位に、「WEB公開の可能性も含めて検討したが、WEB公開には他機関との連携、著作権をはじめ課題が山積していることから、当面は貴重文献の原本保存を優先するとともに、センター内のPCで閲覧できる環境を整備することとし、WEB公開はその後の検討課題とする」ことを回答して了承を得た。

- (2) 令和7年度は、自己資金に加え、初めて（公社）国土緑化推進機構が実施する「緑と水の森林ファンド」中央事業から助成を得て、（福）日本キリスト教奉仕団板橋福祉工場に委託して「小林準一郎文庫 No.2」22冊、「島田文庫」384冊、「田中八百八文庫」33冊など書籍計439冊（いずれも合本の冊数）の電子ファイル化を実施した。
- (3) 新三会堂ビルでの書庫の書棚を移動式にした場合の見積もりを専門業者から徴取したところ、移動式だと約650万円になることが判明した。
- (4) 令和8年3月31日現在、「収蔵文献・検索システム」に登録されている文献数は31,972件となっている。

### 5 収益事業（収一1）

港区赤坂の土地の共同所有者である（公社）大日本農会および（一社）大日本水産会とともに、基本財産である同土地を安全かつ有効に活用し、正味財産増減計算書に基本財産賃貸料として計上した基本財産運用益を上げた。

## 令和7年度 貸借対照表

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
	令和8年3月31日現在	令和7年3月31日現在	
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	106,248	32,927	73,321
振替貯金	196,464	397,718	△ 201,254
普通預金	4,669,686	6,111,563	△ 1,441,877
在庫商品	5,130,223	2,769,514	2,360,709
仮払金	0	0	0
未収金	247,544	241,707	5,837
流動資産合計	10,350,165	9,553,429	796,736
2 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	157,702,310	157,702,310	0
山林	187,541,369	187,541,369	0
基本財産合計	345,243,679	345,243,679	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	24,079,360	12,081,480	11,997,880
役員退職慰労金	4,104,000	4,872,000	△ 768,000
職員退職慰労金	19,975,360	7,209,480	12,765,880
林業文献基金	0	53,163,022	△ 53,163,022
公益事業基金	0	220,000,000	△ 220,000,000
事業準備資金	0	19,242,142	△ 19,242,142
建替準備資金	0	30,000,000	△ 30,000,000
公益充実資金	292,405,164	0	292,405,164
特定資産合計	316,484,524	334,486,644	△ 18,002,120
(3) その他の固定資産			
造作物	2,060,802	2,238,577	△ 177,775
構築物	81,777	85,630	△ 3,853
器具備品	5,029,762	4,937,090	92,672
敷金	8,004,780	6,461,100	1,543,680
その他の固定資産合計	15,177,121	13,722,397	1,454,724
固定資産合計	676,905,324	693,452,720	△ 16,547,396
資産合計	687,255,489	703,006,149	△ 15,750,660
II 負債の部			
1 流動負債			
預り金	1,529,753	1,582,366	△ 52,613
流動負債合計	1,529,753	1,582,366	△ 52,613
2 固定負債			
退職給付引当金	24,079,360	22,081,480	1,997,880
固定負債合計	24,079,360	22,081,480	1,997,880
負債合計	25,609,113	23,663,846	1,945,267
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	345,243,679	345,243,679	0
(うち基本財産への充当額)	(345,243,679)	(345,243,679)	0
2 一般正味財産	316,402,697	334,098,624	△ 17,695,927
(うち特定資産への充当額)	(292,405,164)	(322,405,164)	△ 30,000,000
正味財産合計	661,646,376	679,342,303	△ 17,695,927
負債及び正味財産合計	687,255,489	703,006,149	△ 15,750,660

令和7年度 正味財産増減計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
	(7/4~8/3)	(6/4~7/3)	
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	76,920,000	74,520,000	2,400,000
基本財産賃貸料	76,920,000	74,520,000	2,400,000
山林間伐収益	0	0	0
② 特定資産運用益	1,370,415	1,245,655	124,760
特定資産受取利息	1,370,415	1,245,655	124,760
③ 受取会費	9,380,712	8,340,488	1,040,224
正会員会費	3,009,712	2,160,488	849,224
法人会員会費	696,000	550,000	146,000
特別会員会費	5,675,000	5,630,000	45,000
④ 事業収益	2,287,833	1,978,813	309,020
会誌販売事業収入	1,987,401	1,527,025	460,376
出版事業収入	300,432	171,788	128,644
講演・研修会事業収入	0	280,000	△ 280,000
⑤ 受取補助金等	61,340,000	61,340,000	0
財団交付金	61,340,000	61,340,000	0
⑥ 雑収益	7,922,588	21,332,400	△ 13,409,812
雑収益	7,922,588	21,332,400	△ 13,409,812
経常収益計 (7)	159,221,548	168,757,356	△ 9,535,808
(2) 経常費用			
役員報酬	12,240,000	20,160,000	△ 7,920,000
給料手当	46,348,390	43,912,598	2,435,792
通勤手当	1,832,340	1,947,920	△ 115,580
職員退職給付費用	4,262,880	0	4,262,880
役員退職慰労金	3,872,000	0	3,872,000
福利厚生費	8,483,464	8,572,932	△ 89,468
会議費	4,143,909	3,141,965	1,001,944
旅費交通費	870,516	1,982,157	△ 1,111,641
通信運搬費	3,040,186	2,971,172	69,014
消耗什器備品費	89,760	0	89,760
消耗品費	417,015	372,602	44,413
役務費	9,100,753	11,945,556	△ 2,844,803
振込・払込手数料	328,893	328,098	795
印刷製本費	7,679,311	10,586,595	△ 2,907,284
光熱水料費	395,485	457,746	△ 62,261
賃借料	18,408,272	18,336,454	71,818
報酬・謝金	10,899,974	10,914,139	△ 14,165
租税公課	38,341,300	36,093,099	2,248,201
減価償却費	1,664,396	1,429,631	234,765
雑費	4,428,631	7,093,071	△ 2,664,440
経常費用計 (i)	176,847,475	180,245,735	△ 3,398,260
特定資産評価損益等	0	0	0
損益評価等計 (e)	0	0	0
当期経常増減額 (7)-(i)-(e)	△ 17,625,927	△ 11,488,379	△ 6,137,548
2 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 17,625,927	△ 11,488,379	△ 6,137,548
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 17,695,927	△ 11,558,379	△ 6,137,548
一般正味財産期首残高	334,098,624	345,657,003	△ 11,558,379
一般正味財産期末残高 (1)	316,402,697	334,098,624	△ 17,695,927
II 指定正味財産増減の部			
山林事業費振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	345,243,679	345,243,679	0
指定正味財産期末残高 (2)	345,243,679	345,243,679	0
III 正味財産期末残高 (1)+(2)	661,646,376	679,342,303	△ 17,695,927

## 財務諸表に対する注記

### 1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…購入時の取得価格によっている。なお、取得価格と債券金額との差額について重要性が乏しいため、償却原価法は採用していない。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法を採用している。

(3) 固定資産の減価償却の方法

造作については定額法、構築物及び器具及び備品については定率法によっている。

(4) 引当金の計上基準

退職給付引当金…期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

### 2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高 (7/3)	当期増加額 (7/4～8/3)	当期減少額 (7/4～8/3)	当期末残高 (8/3)
基本財産				
土地	157,702,310	0	0	157,702,310
山林	187,541,369	0	0	187,541,369
小 計	345,243,679	0	0	345,243,679
特定資産				
退職給付引当資産	12,081,480	15,055,300	3,057,420	24,079,360
林業文献基金	53,163,022	0	53,163,022	0
公益事業基金	220,000,000	0	220,000,000	0
事業準備資金	19,242,142	0	19,242,142	0
建替準備資金	30,000,000	0	30,000,000	0
公益充実資金	0	322,405,164	30,000,000	292,405,164
小 計	334,486,644	337,460,464	355,462,584	316,484,524
合 計	679,730,323	337,460,464	355,462,584	661,728,203

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高 (8/3)	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対 応する額)
基本財産				
土 地	157,702,310	(157,702,310)	( 0 )	-
山 林	187,541,369	(187,541,369)	( 0 )	-
小 計	345,243,679	(345,243,679)	( 0 )	-
特定資産				
退職給付引当資産	24,079,360	( 0 )	( 0 )	(24,079,360)
林業文献基金	0	( 0 )	( 0 )	( 0 )
公益事業基金	0	( 0 )	( 0 )	( 0 )
事業準備資金	0	( 0 )	( 0 )	( 0 )
建替準備資金	0	( 0 )	( 0 )	( 0 )
公益充実資金	292,405,164	( 0 )	(292,405,164)	( 0 )
小 計	316,484,524	( 0 )	(292,405,164)	(24,079,360)
合 計	661,728,203	(345,243,679)	(292,405,164)	(24,079,360)

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高 (8/3)
造 作	2,653,385	592,583	2,060,802
構 築 物	510,000	428,223	81,777
器 具 備 品	13,312,986	8,283,224	5,029,762
合 計	16,476,371	9,304,030	7,172,341

5 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価格	時 価	評価損益
国債 159回号	119,980,605	99,043,350	-20,937,255
国債 179回号	87,987,400	62,054,240	-25,933,160
東京都債 (グリーンボンド)	10,000,000	9,830,000	-170,000
合 計	217,968,005	170,927,590	-47,040,415

## 附 属 明 細 書

### 1 基本財産及び特定財産の明細書

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表の注記に記載している。

### 2 引当金の明細

#### 役員退職慰労引当金

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
役員退職慰労引当金	4,872,000	1,610,000	2,378,000	0	4,104,000

#### 職員退職給付引当金

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
職員退職給付引当金	7,209,480	13,445,300	679,420	0	19,975,360

以上であるが、令和7年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

# 財 産 目 録

令和 8 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

貸借対象表科目	場所・物量等	使用目的等	金額		
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	106,248	
	普通預金	三菱UFJ銀行虎ノ門支店	運転資金として	2,711,653	
	普通預金	みずほ銀行虎ノ門支店	運転資金として	1,958,033	
	振替貯金	ゆうちょ銀行振替口座	運転資金として	196,464	
			〈現金・預金計〉	4,972,398	
	未収金	「山林」購読料等(31件)	購読料等の未納分	204,600	
		「平成林業逸史」他2件	販売図書の未納分	42,944	
			〈未収金計〉	247,544	
	在庫商品	書籍「昭和林業逸史」他14点 計 1,961冊	公2調査研究事業の在庫である。	5,130,223	
			〈在庫商品計〉	5,130,223	
<b>流動資産合計</b>			<b>10,350,165</b>		
(固定資産)	基本財産	土地	港区赤坂1-9-13(901番2) 宅地1口 1,136.67㎡	収益目的事業の用に供するものである。	17,927,167
			港区赤坂1丁目(906番2、913番12) 宅地2口 77.30㎡	収益目的事業の用に供するものである。	139,775,143
		山林	所有林 奥多摩他4口 土地価格	公益目的事業の用に供するものである。	52,244,970
			所有林 奥多摩他4口 立木価格	公益目的事業の用に供するものである。	79,198,753
		部分林 毛呂山他4口 立木価格	公益目的事業の用に供するものである。	56,097,646	
			〈基本財産計〉	345,243,679	
	特定資産	預金等		〈退職給付引当資産〉	24,079,360
		預金	定期預金(三菱UFJ/虎ノ門)	公益目的事業、収益目的事業及び管理目的の業務に従事する役職員の退職給付金の引当金である。運用益は、公益目的事業共用の財源として使用している	7,000,000
			定期預金(みずほ/虎ノ門)	同上	3,000,000
			普通預金(三菱UFJ公益口/虎ノ門)	同上	14,079,360
			〈公益充実資金〉	292,405,164	
投資有価証券		利付国債	公益目的保有財産100%。また、運用益は公益目的事業の財源として使用している。	207,968,005	
	利付都債(グリーンボンド)	同上	10,000,000		
	預金	普通預金(三菱UFJ公益口/虎ノ門)	同上	72,803,009	


貸借対象表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
	図 書	図書	公益目的保有財産100%	1,555,000
	出 資 金	奥多摩森林組合出資金	公3山林事業の管理目的の財源として使用する財産である。	59,150
		両神森林組合出資金	公3山林事業の管理目的の財源として使用する財産である。	20,000
			〈特定資産計〉	316,484,524
その他の固定資産	造 作	室内改装工事等	公益目的保有財産72.6%、収益目的保有財産2.1%、管理運営目的財産25.3%である。	2,060,802
	構 築 物	記念碑	筑波山麓「全国緑化行事発祥之地」記念碑で公益目的保有財産100%	81,777
	器 具 備 品	机、椅子等	公益目的保有財産72.6%、収益目的保有財産2.1%、管理運営目的財産25.3%である。	5,029,762
	敷 金		公益目的保有財産72.6%、収益目的保有財産2.1%、管理運営目的財産25.3%である。	8,004,780
			〈その他の固定資産計〉	15,177,121
固定資産合計				676,905,324
資 産 合 計				687,255,489
(流動負債)	預 り 金	役職員	源泉所得税(報酬、給与)	113,885
		役職員	地方税(住民税)	240,300
		役職員	社会保険料	1,175,468
		役職員他	源泉所得税(原稿料、謝金等)	0
	借 受 金	預り金	会費	100
			〈預り金計〉	1,529,753
流動負債合計				1,529,753
(固定負債)	退 職 給 付 引 当 金	役職員	公益目的事業、収益目的事業及び管理目的の業務に従事する役職員の退職給付金の引当金である。	24,079,360
			〈退職給付引当金計〉	24,079,360
固定負債合計				24,079,360
負 債 合 計				25,609,113
正 味 財 産				661,646,376


# 監査報告書

令和8年4月24日

公益社団法人大日本山林会  
会長 沢田 治雄 殿

公益社団法人大日本山林会

監事 原田 隆行 

監事 山田 壽夫 

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査致しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討致しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討致しました。

## 2. 監査意見

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を全ての点において適正に示しているものと認めます。

## 第2号議案

### 定款及び会費規程の改正に関する件

I 「新しい公益法人制度」(令和7年4月)及び当会の厳しい財務状況に鑑み、社会的課題への機動的な対応及び効率的な業務運営の実現等に向け、以下の「会員制度等の改革」のための措置を講ずる。

#### 1 会員制度の見直し(定款「第3章 会員」及び会費規程)

(1) 現行の定款では、「正会員」及び「特別会員」により構成されている会員を新「正会員」、「賛助会員」及び「一般会員」からなる構成に改める(定款第5条変更)。

【変更前】		【変更後】	
正会員	この法人の目的に賛同して 入会した個人及び法人	正会員	この法人の目的に賛同し、 特にその達成に寄与しよう として入会した者(個人、法人 又は団体)
特別会員	この法人の目的に賛同し、 特にその達成に寄与しよう として入会した個人及び法人	賛助会員	この法人の目的に賛同し、 主に会費や寄付を負担する ことにより、この法人の活動 を支援しようとして入会した者
		一般会員	この法人の目的に賛同して 入会した者

(2) また、新「正会員」をもって「一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律」上の社員とする( )。

(3) 新「正会員」、「賛助会員」及び「一般会員」それぞれの会費を定める(会費規程第2条変更)。

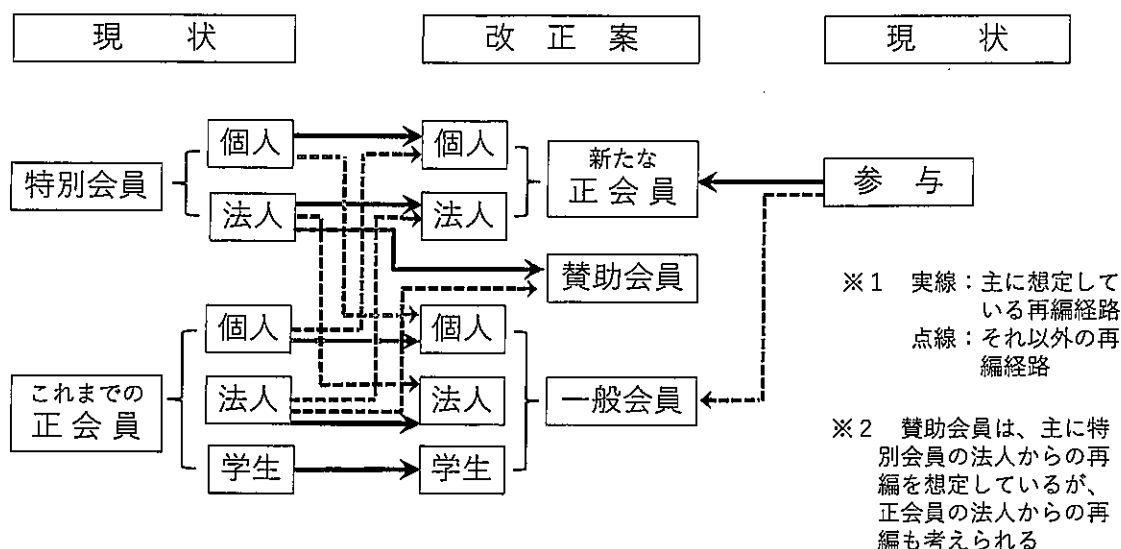
【変更前】				【変更後】			
正会員	個人	毎年	4,500円	正会員	個人	毎年	10,000円以上
	(学生)	〃	2,400円		法人	毎年	20,000円以上
	法人	〃	6,000円	賛助会員	個人	毎年	10,000円以上
特別会員	個人	毎年	10,000円以上			又は一時金	50,000円以上
		又は一時金	50,000円以上		法人	毎年	20,000円以上
	法人	毎年	20,000円以上	一般会員	個人	毎年	4,500円
					(学生)	〃	2,400円
					法人	〃	6,000円

#### 2 「参与及び参与会議」の廃止(定款第8章の削除)

参与及び参与会議については、参与であるか否かに係わらず広く会員の意見等を拝聴することを念頭に置き、組織・事務の効率化及び支出削減の観点から廃止する。

これまで参与及び参与会議が担っていた提言機能については、必要に応じ定款第12条に規定する顧問を活用する。

## 会員再編案のイメージ



II 資産及び会計等に係る規定の見直し（定款新たな第8章及び第9章の規定変更）  
「新しい公益法人制度」における規定の変更に従い、資産及び会計等に係る規定を変更する。

III 理事の職務・権限に会長職務の代行を追加（定款第24条及び第31条変更）  
不測の事態に備え、定款第24条に第3項として「副会長は、会長が欠けたとき又は事故があるときは、その業務執行に係わる職務を代行する。」を追加するとともに、同規定と重複する定款第31条第2項の規定を削除する。

※ 今回の定款及び会費規程の改正の施行日について、Iの「会員制度等の改革」は令和9年4月1日とし、それまでの間に現在の会員の意向の確認、改正後の正会員、賛助会員及び一般会員の募集等を行うこととし、IIの「資産及び会計規程の見直し」とIIIの「理事の職務・権限に会長職務の代行を追加」は、令和8年度定時総会での議決日とする。

### 【新しい公益法制度の説明】

令和5年6月、公益法人が社会のニーズに柔軟かつきめ細やかに対応して新たな事業展開にチャレンジするとともに、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献できるよう「新しい時代の公益法人制度のあり方に関する有識者会議最終報告」がとりまとめられた。これを受けて、令和7年4月、財務規律の柔軟化、行政手続きの簡素化・合理化及び自律的ガバナンスの充実・透明性の向上のための措置を主な内容とする「新しい公益法人制度」がスタートしたところであるが、これは、法人の経営判断で社会的課題への機動的な取組を可能とすることを目的としており、公益法人にはこのことが強く求められている。



又はこの定款で定められた事項

(招 集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第20条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 以下省略

第6章 役 員

(理事の職務・権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 会長、副会長及び常務理事は、每事業

又はこの定款で定められた事項

(招 集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総すべての正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第20条 総会の決議は、総すべての正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 以下省略

第6章 役 員

(理事の職務・権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副会長は、会長が欠けたとき、又は事故があるときは、その業務執行に係わる職務を代行する。

4 会長、副会長及び常務理事は、每事

年度4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

## 第7章 理事会

(招集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき、又は事故があるときは、副会長又は常務理事が理事を招集する。
  - 3 理事会は毎事業年度2回開催する。

## 第8章 参与及び参与会議

(参与)

- 第34条 この法人に80名以上100名以内の参与を置くことができる。
- 2 参与は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(参与会議)

- 第35条 参与会議は、参与をもって構成する。
- 2 参与会議は、次に掲げる場合に開催する。
    - (1) 会長又は理事会が必要と認めたとき
    - (2) 参与の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき

(参与及び参与会議の提言)

- 第36条 参与及び参与会議は、地域における森林・林業の現状を踏まえ、この法人の運営全般について、提言することができる。

(報酬)

- 第37条 参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第9章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 財産目録に記載された財産
  - (2) 会費
  - (3) 助成金又は交付金
  - (4) 寄付金品
  - (5) 事業に伴う収入

業年度4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

## 第7章 理事会

(招集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。
- ~~2 会長が欠けたとき、又は事故があるときは、副会長又は常務理事が理事を招集する。~~
- ~~3 2~~ 理事会は毎事業年度2回以上開催する。

## ~~第8章 参与及び参与会議~~

~~(参与)~~

- ~~第34条 この法人に80名以上100名以内の参与を置くことができる。~~
- ~~2 参与は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。~~

~~(参与会議)~~

- ~~第35条 参与会議は、参与をもって構成する。~~
- ~~2 参与会議は、次に掲げる場合に開催する。~~
- ~~(1) 会長又は理事会が必要と認めたとき~~
- ~~(2) 参与の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき~~

~~(参与及び参与会議の提言)~~

- ~~第36条 参与及び参与会議は、地域における森林・林業の現状を踏まえ、この法人の運営全般について、提言することができる。~~

~~(報酬)~~

- ~~第37条 参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。~~

## ~~第8章 資産及び会計~~

(資産の構成)

- ~~第38条~~ 34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 財産目録に記載された財産
  - (2) 会費
  - (3) 助成金又は交付金
  - (4) 寄付金品
  - (5) 事業に伴う収入

(6) 資産から生じる収入

(7) その他の収入

(資産の種別)

第39条 この法人の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 東京都港区赤坂壱丁目九〇 壱番二の共有土地の持分

(2) 所有林地

(3) 所有立木

(4) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 前項の所有林地及び所有立木の内容は、理事会の議決を経て、会長が定める。

4 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第40条 前条の資産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 前条第2項の基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び総会の議決を得なければならない。総会の議決に当たっては、第20条第2項を準用するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 資産から生じる収入

(7) その他の収入

(資産の種別)

~~第35条~~ 35条 この法人の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産であり、次の各号に掲げるものをもって構成する。なお、これらの基本財産の中に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という。)第5条第19号に定める不可欠特定財産に該当するものはない。

(1) 東京都港区赤坂壱丁目九〇 壱番二の共有土地の持分

(2) 所有林地

(3) 所有立木

(4) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 前項の所有林地及び所有立木の内容は、理事会の議決を経て、会長が定める。

4 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

~~第36条~~ 36条 前条の資産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 前条第2項の基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び総会の議決を得なければならない。~~総会の議決に当たっては、第20条第2項を準用するものとする。~~

(事業報告及び決算)

~~第39条~~ 39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減活動計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散等

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

~~(公益目的取得財産残額の算定)~~

~~第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。~~

~~第9章 定款の変更及び解散等~~

~~(公益認定の取消し等に伴う贈与)~~

~~第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。~~

~~(残余財産の帰属)~~

~~第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。~~

会費規程（旧）	会費規程（新）
<p>（目的）</p> <p>第1条 本規程は、定款第7条の規定に基づき、公益社団法人大日本山林会の会費に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（会費）</p> <p>第2条 会費は、次のとおりとする。</p> <p>（1）正会員</p> <p>（イ）個人 毎年 <u>4,500円</u> （但し、学生は毎年<u>2,400円</u>とする。）</p> <p>（ロ）法人 毎年 <u>6,000円</u></p> <p>（2）特別会員</p> <p>（イ）個人 毎年 10,000円以上</p> <p>（ロ）法人 毎年 20,000円以上</p> <p>（ハ）個人 一時金 50,000円以上</p> <p>（改正）</p> <p>第3条 この規程は、必要と認めた場合、総会の決議により改正することができる。</p> <p>（補則）</p> <p>第4条 この規程の実施に必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。</p> <p>附則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>（参考：経過説明）</p> <p>① 平成22年5月の総会において停止条件付きで決議し、同年10月1日付けで施行。</p> <p>② 令和6年5月の総会において決議し、翌令和7年4月1日付けで施行（正会員の会費値上げ）。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 本規程は、定款第7条の規定に基づき、公益社団法人大日本山林会の会費に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（会費）</p> <p>第2条 会費は、次のとおりとする。</p> <p>（1）正会員</p> <p>（イ）個人 毎年 <u>10,000円</u>以上</p> <p>（ロ）法人 毎年 <u>20,000円</u>以上</p> <p>（2）賛助会員</p> <p>（イ）個人 毎年 <u>10,000円</u>以上 又は一時金<u>50,000円</u>以上</p> <p>（ロ）法人 毎年 <u>20,000円</u>以上</p> <p>（3）一般会員</p> <p>（イ）個人 毎年 <u>4,500円</u> （但し、<u>学生</u>は毎年<u>2,400円</u>とする。）</p> <p>（ロ）法人 毎年 <u>6,000円</u></p> <p>（改正）</p> <p>第3条 この規程は、必要と認めた場合、総会の決議により改正することができる。</p> <p>（補則）</p> <p>第4条 この規程の実施に必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。</p> <p>附則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>（参考：経過説明）</p> <p>① 平成22年5月の総会において停止条件付きで決議し、同年10月1日付けで施行。</p> <p>② 令和6年5月の総会において決議し、翌令和7年4月1日付けで施行（正会員の会費値上げ）。</p> <p>③ <u>令和8年5月27日の総会において決議し、翌令和9年4月1日付けで会員種別再編に係る定款改正に併せて施行。</u></p>

### 第3号議案

#### 役員を選任等に関する件

合原理事のご逝去及び百瀬理事の辞任に伴う、理事2名の欠員補充について

第4号議案

そ の 他

## 報告事項第1号

### 令和8年度事業計画及び予算に関する件

#### 令和8年度事業計画

我が国経済は、「デフレ・コストカット型経済」からその先にある新たな「成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点まで来ており、政府は、経済成長の果実を広く国民に届け、景気の体感温度を確実に高めるため、家計の実質所得を確保して物価高から暮らしと職場を守る「生活の安全保障」、危機管理投資・成長投資など未来を切り開く投資の拡大による「強い経済」の実現および防衛力と外交力の強化を図り国民の安全と繁栄を支える「強い日本」の実現を三つの柱とする総合経済対策を策定したところである。

こうしたなか、森林・林業関係では、森林・林業基本計画において、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現することとしており、その実現を図るため、① 国土強靱化等に向けた「森林資源の適正な管理・利用」、② 収支のプラス転換を可能とする「新しい林業に向けた取組の展開」、③ 外材等に対抗できる「木材産業の競争力の強化」、④ 中高層建築物等への木材利用促進による「都市等における第2の森林づくり」および ⑤ 森林サービス産業の育成等による「新たな山村価値の創造」を五つの柱として取り組むこととしている。

公益社団法人大日本山林会は、明治15年の創立以降140年余、森林・林業関係者への指導・奨励等の普及啓発事業、調査研究事業、山林事業及び林業文献センター事業に取り組んできたが、他組織との連携を密にしつつ、上記の五つの柱の施策を支援すべく各事業の一層の充実に努める。

なお、費用が収益を大幅に上回る状況が継続していることから、前年度に引き続き中長期的な収支改善策を検討するとともに、事業全般にわたる更なる経費の節減と収入の増大および収益事業の拡大に努める。

#### (公益事業)

##### 1 森林・林業の普及啓発事業（公一）

以下の7つの事業について、相互の連携を図りつつ実施する。

##### (1) 指導、奨励および普及

機関誌『山林』の発行、ホームページの充実、シンポジウムの開催、関係行事および民間活動への参加・協賛などを通じ、森林・林業に関する指導、奨励および普及に努める。

##### (2) 功労者の表彰

- ① 全国林業経営推奨行事（第65回）を開催し、農林水産大臣賞受賞者を農林水産祭における天皇杯等の受賞候補者として推薦する。
- ② 伊勢神宮崇敬会が主催する農事功労者顕彰（第72回）に林業部門の候補者を推薦する。

##### (3) 講習、研修および講演会の開催

一般市民・団体、森林・林業関係者を対象とした講演会等を開催する(オンライン開催も含む)とともに、若手の林業経営者等を対象とした後継者養成セミナーを関係団体と共催する。

#### (4) 国際交流

海外からの研究者等の受入れや海外の視察、さらには国際会議への協賛などを通じ、海外との情報交換・技術交流に努める。

#### (5) 教育の振興

コロナ禍に中断した関係団体・関係者との連携を再構築して森林・林業教育を行う高校教師を支援するため、引き続き全国高等学校林業教育研究会を関係団体と共催する。

#### (6) 発明・改良の奨励

林業経営「創意工夫」表彰行事を実施し、林業経営の現場で幅広く活用される創意工夫案件を顕彰する。

#### (7) 刊行物の発行・活用

- ① 森林・林業を取り巻く最近の動向について幅広く情報発信することを目的として、機関誌『山林』(第1703号～第1714号)を発行し、森林・林業・林産業・山村に係る諸課題、調査・研究の動向、優良林業経営体の事例、山林会会員の意見等を幅広く取り上げる。
- ② 農林水産祭参加全国林業経営推奨行事受賞者の林業経営について、冊子「選ばれた林業経営」を発行するなど、幅広く情報を発信する。
- ③ 機関誌『山林』で連載している特集「平成林業逸史」を継続し、一般書籍として刊行するとともに、「選ばれた林業経営」、「『脱・国産材産地』時代の木材産業」をはじめとする既刊本を普及啓発資材として有効に活用する。
- ④ 森林・林業を取りまく重要課題について、刊行物を企画・発行する。

### 2 森林・林業問題の調査および研究事業(公-2)

林業政策、森林施業技術、林業教育その他森林・林業を取りまく重要課題について、関係機関と連携して調査・研究活動を行うとともに、その成果を幅広く発信する。

- (1) 当面する森林・林業の課題の中から当会が重要と考えるテーマを選定して調査・研究を行う。
- (2) 会員はじめ森林・林業に関わる幅広い関係者と意見交換を行い、現状の課題の把握に努め、その結果や認識を広く発信する。

### 3 山林事業(公-3)

保有林を適切に管理し、以下の事業に取り組む。

- (1) 各保有林(所有林5箇所214ha、部分林5箇所78ha)について、管理人等との連携を密に行うことに加え、現地調査および画像情報の活用等により、現地の状況を的確に把握して適切な管理に努め、資源内容の充実を図るとともに、今後の山林経営のあり方について検討を深める。
- (2) 大学、林業研究グループ等と連携し、保有林を活用した調査研究・技術研修等に取り組む。

(3) 5箇所の部分林については、国有林野事業との連携を図りつつ、各々の設立経緯、林分内容等を踏まえて適切な管理・経営に努める。

#### 4 林業文献センター事業（公－4）

一般市民、森林・林業関係者に対し森林・林業に関する情報を幅広く公開するとともに、令和9年度に予定する新三会堂ビルへの移転準備を進める。

(1) ホームページ上で公開している「収蔵文献・検索システム」、「機関誌『山林』検索システム」および「月刊誌『木材』検索システム」が一層幅広く活用されるように、利便性の向上に努める。

(2) 前年度に引き続き、他の文献収集機関とも連携を図りながら、文献の電子化、検索システムの構築方法等について情報を収集し、新たなセンターのあり方に関して検討を深める。

(3) 森林・林業関係者等の協力を得て、幅広く文献・資料の収集に努める。

(4) 所蔵する文献・資料を活用した調査研究に取り組む。

#### (収益事業)

基本財産を有効活用し、収入の確保に努める。

令和8年度収支予算書 (損益計算方式)

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

科 目	公益目的		法人会計 (管理費計)	令和8年度 予算額 (A)	令和7年度 予算額 (B)	増減 (A) - (B)
	事業費計	収益目的 事業費計				
I 一般正味財産増減の部						
1 経常増減の部						
(1) 経常収益						
① 基本財産運用益		76,920,000		76,920,000	74,520,000	2,400,000
基本財産貸貸料		76,920,000		76,920,000	74,520,000	2,400,000
② 特定資産運用益			1,380,000	1,380,000	1,170,200	209,800
特定資産受取利息			1,380,000	1,380,000	1,170,200	209,800
③ 受取会費	4,650,000		4,650,000	9,300,000	9,300,000	0
正会員会費	1,700,000		1,700,000	3,400,000	3,400,000	0
法人会員会費	200,000		200,000	400,000	400,000	0
特別会員会費	2,750,000		2,750,000	5,500,000	5,500,000	0
④ 事業収益	1,800,000			1,800,000	1,800,000	0
会誌販売事業収入	1,600,000			1,600,000	1,600,000	0
出版事業収入	200,000			200,000	200,000	0
国際交流事業収入	0		0	0	0	0
講演・研修会事業収入			0	0	0	0
⑤ 受取補助金等	61,340,000			61,340,000	61,340,000	0
財団交付金	61,340,000			61,340,000	61,340,000	0
⑥ 雑収益	3,050,000	0	0	3,050,000	8,050,000	-5,000,000
雑収益	3,050,000	0	0	3,050,000	8,050,000	-5,000,000
経常収益計 (7)	70,840,000	76,920,000	6,030,000	153,790,000	156,180,200	-2,390,200
(2) 経常費用						
役員報酬	9,920,000	1,240,000	1,240,000	12,400,000	13,000,000	-600,000
給料手当	41,184,000	936,000	4,680,000	46,800,000	42,500,000	4,300,000
通勤手当	1,610,400	36,600	183,000	1,830,000	1,830,000	0
役員退職慰労金	806,400	100,800	100,800	1,008,000	1,000,000	8,000
退職給付費用	1,207,360	27,440	137,200	1,372,000	1,130,000	242,000
福利厚生費	8,008,000	182,000	910,000	9,100,000	9,000,000	100,000
会議費	1,446,000	0	554,000	2,000,000	2,000,000	0
旅費交通費	1,194,000	0	306,000	1,500,000	1,500,000	0
通信運搬費	2,090,000	0	2,910,000	5,000,000	5,000,000	0
消耗什器備品費	440,000	10,000	50,000	500,000	500,000	0
消耗品費	352,000	8,000	40,000	400,000	500,000	-100,000
役務費	11,440,000	260,000	1,300,000	13,000,000	7,000,000	6,000,000
振込・払込手数料	213,150	4,200	132,650	350,000	400,000	-50,000
印刷製本費	10,769,000	0	231,000	11,000,000	12,000,000	-1,000,000
光熱水料費	440,000	10,000	50,000	500,000	500,000	0
賃借料	15,488,000	352,000	1,760,000	17,600,000	17,600,000	0
報酬・諸謝金	9,251,000	0	1,749,000	11,000,000	11,000,000	0
租税公課	161,772	40,281,228	0	40,443,000	39,000,000	1,443,000
減価償却費	880,000	20,000	100,000	1,000,000	800,000	200,000
雑費	3,520,000	80,000	400,000	4,000,000	3,700,000	300,000
経常費用計 (イ)	120,421,082	43,548,268	16,833,650	180,803,000	169,960,000	10,843,000
当期経常増減額 (7)-(イ)	-49,581,082	33,371,732	-10,803,650	-27,013,000	-13,779,800	-13,233,200
2 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	
(2) 経常外費用						
経常外費用計	0	0	0	0	0	
当期経常外増減額						
他会計振替額	28,900,919	-33,371,732	4,470,813	0	0	0
法人税、住民税及び事業税		70,000		70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	-20,680,163	-70,000	-6,332,837	-27,083,000	-13,849,800	-13,233,200
一般正味財産期首残高				304,098,624	238,216,383	65,882,241
一般正味財産期末残高 (ウ)				277,015,624	224,366,583	52,649,041
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額				0	0	0
指定正味財産期首残高				345,243,679	345,243,679	0
指定正味財産期末残高 (イ)				345,243,679	345,243,679	0
III 正味財産期末残高 (ウ)+(イ)				622,259,303	569,610,262	52,649,041

注：令和8年度の借入金限度額1千万円、債務負担額0円とする。

報告事項第2号

そ の 他

三会堂ビル用地関連説明事項

参 与 名 簿

(令和8年5月27日)

都道府県	職域	氏 名	都道府県	職域	氏 名
北海道	林	坂口 栄治郎	神奈川	林	辻村 百樹
青 森	林	山口 敏男	新 潟	林	東海林 秀禮
岩 手	学	田 中 裕	石 川	林	坂本 林太郎
	林	田村 早苗	山 梨	学	餅田 治之
	林	三田 林太郎		行	桑原 亮治
	林	駒木 貴彰	長 野	林	加藤 英郎
	学	川又 正人	岐 阜	学	岡本 貴久子
宮 城	学	久保山 裕史	静 岡	林	田口 房国
秋 田	林	佐藤 太一		林	狩野 正明
山 形	林	佐藤 総栄	愛 知	林	鈴木 英元
	学	岸 三郎兵衛		林	金田 憲樹
福 島	学	堀 靖人	三 重	林	鈴木 佳代子
茨 城	学	芳賀沼 伸		林	速水 亨
	学	徳川 齐正		行	吉田 正木
	林	沢田 治雄	京 都	林	松永 彦次
	林	田 中 潔		林	枚田 邦宏
	林	桜井 尚武		学	草木 健介
	林	田 中 浩	大 阪	学	松下 幸司
栃 木	林	齋藤 正		林	清水 潤一
群 馬	林	市川 平治		林	丸山 政行
埼 玉	学	井上 淳治	奈 良	林	岡橋 清元
	林	仁多見 俊夫	山 歌	林	榎本 長治
	林	宮林 茂幸	鳥 取	林	清水 和美
	行	白石 則彦	島 根	林	山本 和正
	学	杉山 隆志	岡 山	林	内田 雅章
千 葉	学	箕輪 光博	広 島	林	加計 正弘
	行	古井戸 宏通		林	村上 裕子
	林	茂田 和彦		林	安田 孝
東 京	林	林 悦子	山 口	林	吉川 重幹
	林	能勢 秀樹	徳 島	林	橋本 光治
	林	田中 惣次	高 知	林	溝渕 真一
	学	山崎 靖代	愛 媛	学	堀川 隆幸
	学	永田 信	福 岡	学	吉良 今朝芳
	林	佐藤 孝吉		林	佐藤 宣子
	林	山本 伸幸	熊 本	林	河津 宗範
	林	土屋 俊幸		林	山田 壽夫
	行	関岡 東生	大 分	林	田島 信太郎
	林	田中 正則	宮 崎	林	黒田 仁志
	林	奈須田 緑二		学	日高 勝三郎
	林	小禄 直幸		学	小松 朋代
	林	梶谷 辰哉	沖 縄	学	大田 伊久雄
	林	工藤 正憲			
	林	松本 芳樹			
	林	中山 聡			
	林	池田 直弥			
	林	渊上 和之			
	林	沖 修司			
	林	織 田 央			

[参与 計89名]

注：職域は、林：林業経営、学：大学・研究機関関係者、行：行政官庁OB

公益社団法人 大日本山林会 役員(理事・監事)名簿

令和8年5月27日

区分	氏名	役職	常勤・非常勤	備考
理事	沢田 治雄	会長	常勤	(公社)大日本山林会
	仁多見 俊夫	副会長	常勤	(公社)大日本山林会
	吉川 重幹		非常勤	吉川林産興業株式会社
	織田 央		非常勤	(公社)国土緑化推進機構
	松本 芳樹	常務理事	常勤	(公社)大日本山林会
	池田 直弥		非常勤	(一社)日本林業経営者協会
	井上 淳治		非常勤	林業経営
	太田 祐子		非常勤	日本大学
	岡井 芳樹		非常勤	農林中央金庫
	上河 潔		非常勤	(公社)森林・自然環境技術教育研究センター
	黒田 慶子		非常勤	神戸市副市長
	齋藤 正		非常勤	林業経営
	佐藤 孝吉		非常勤	東京農業大学
	田中 惣次		非常勤	林業経営
	田中 俊彦		非常勤	王子木材緑化株式会社
	田中 浩		非常勤	(公財)国際緑化推進センター
	土屋 俊幸		非常勤	(公財)日本自然保護協会
	永田 信		非常勤	東京大学名誉教授
	中山 聡		非常勤	(一社)全国林業改良普及協会
	林 悦子		非常勤	林業経営
淵上 和之		非常勤	(公財)日本合板検査会	
餅田 治之		非常勤	筑波大学名誉教授	
百瀬 晴彦		非常勤	住友林業株式会社	
監事	原田 隆行		非常勤	日本製紙連合会
	山田 壽夫		非常勤	(有)山田林業

五十音順